

### 自己点検事項

#### ◇ 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

##### 【届出施設基準】

- 医師事務作業補助体制加算1又は2       処置・手術の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1

医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備している。

( 適・否 )

※ 総合入院体制加算や急性期看護補助体制加算等を届け出ている保険医療機関において、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制又は看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備する場合は、当該加算等に係る体制と合わせて整備して差し支えない。

ア 当該保険医療機関内に、医師の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該保険医療機関に勤務する医師の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置している。

イ 特別の関係にある保険医療機関での勤務時間も含めて、医師の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況を把握している。

- その上で、業務の量や内容を勘案し、特定の個人に業務負担が集中しないよう配慮した勤務体系を策定し、職員に周知徹底している。

ウ 当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議(以下、「委員会等」という。)を設置し、「医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成している。

- 当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催している。  
 当該委員会等において、当該保険医療機関の管理者が年1回以上出席している。

※ 当該委員会等は、当該保険医療機関における労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第19条に規定する安全衛生委員会等、既存の委員会を活用することで差し支えない。

エ ウの計画は、現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画としている。  
また、当該計画を職員に対して周知徹底している。

点検に必要な書類等  
・委員会又は会議の設置が分かる書類(議事録、設置要綱等)  
・医師の負担軽減及び処遇改善に資する計画

医療機関コード  
保険医療機関名

オ 当該計画には医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）を含んでいる。

また、ウに規定する委員会等で取組状況を定期的に評価し、見直しを行っている。

カ 当該計画には、医師の勤務体制等に係る取組について、次に掲げる項目のうち少なくとも2項目以上を含んでいる。

- 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
- 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- 当直翌日の業務内容に対する配慮
- 交替勤務制・複数主治医制の実施
- 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した

短時間正規雇用医師の活用

キ 医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開している。

医療機関コード

保険医療機関名